

「障がい福祉サービス」 ってなに？

障害者総合支援法に基づき福祉サービスで、障がいのあるお子さんの生活を支援するためのサービスです。



介護給付

利用計画
必要

居宅介護

主に身体障がいのあるお子さんに対し、自宅での入浴・排泄・食事等の介護や生活全般にわたる相談・援助を行います。

行動援護

知的・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要なお子さんが外出する時に、危険回避の援護をしたり、移動中の介護や排泄・食事等の介護など、行動する際の必要な援助を行います。

通院介助

主に身体障がいのあるお子さんの通院の介助を行います。ただし、自宅から病院の往復のみです。

短期入所

障がいのあるお子さんを、保護者の疾病やその他の理由により、自宅や親戚などで見ることができない場合に、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、生活全般に必要な保護を行います。

移動支援

屋外での移動が困難な身体・知的・精神の障がいのあるお子さんに社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出への支援を行います。

地域生活 支援事業

利用計画
必要なし

日中一時支援

身体・知的・精神障がいのあるお子さんを一時的に預かり、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行います。また、障がいのあるお子さんの家族に対して就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。



これらのサービスの利用にあたっては「受給者証」が必要で
す。お子さんの障がいの程度・状態・家族の状況等、それぞれの
サービス利用に必要な要件があり、該当する方が利用できま
す。要件や内容等については、子育て支援課までお問い合わせ
ください。